

相続放棄・限定承認の申述の有無について照会の申請をされる方へ

- 1 当庁に照会を申請できるのは、被相続人の最後の住所地が次の区域のものだけです。
区域：宇都宮市，鹿沼市，日光市，那須烏山市，さくら市のうち旧氏家町，下野市のうち旧南河内町，河内郡，塩谷郡高根沢町
最後の住所地は，被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票で確認してください。
また，照会の申請ができる方は，次のどちらかに限られます。

A 相続人（申請者が相続放棄・限定承認の申述をしたか否かは問いません。）

B 被相続人に対し利害関係がある人（債権者等）

本説明書はAの方を対象としていますのでご注意ください。

- 2 照会手数料は無料です。

照会の際は，**照会申請書**及び**被相続人等目録**をご提出ください。

被相続人等目録に記載された氏名に基づいて調査します。

（照会対象者が被相続人の相続人であることの確認はしておりません。）

- 3 照会には，次の書類が必要になります。それ以外にも書類のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

(1) 被相続人の住民票の除票（本籍地が表示されているもの）又は，被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍）謄本及び戸籍の附票

被相続人の死亡の事実と最後の住所地を確認するために必要な書類です。

なお，住民票の除票と戸籍の附票が既に廃棄されている場合は，死亡届出書等の記載事項証明書をご提出ください（法務局で交付を受けてください）。同証明書の交付を受けられなかった場合は，住民票の除票と戸籍の附票が既に廃棄されていることの証明書（市町村役場で交付を受けてください。市町村役場で証明書を発行していない場合，住民票の除票と戸籍の附票を発行できない旨を記載して返還された住民票の除票と戸籍の附票の申請書の写しなどを提出してください。）並びに被相続人の最後の住所が被相続人等目録記載の最後の住所地であった旨の上申書（書式は裁判所ホームページ http://www.courts.go.jp/utsunomiya/vcms_lf/fc-H3103souzokuhouki-jousin.pdf からダウンロードできます。）及び疎明資料をご提出ください。

(2) 申請者と被相続人の戸籍謄本（照会者と被相続人との関係が分かる戸籍謄本）

申請者と被相続人との関係を確認するための書類です。申請者の戸籍謄本については，発行から3か月以内のものを提出してください。(1)と重複する場合，被相続人の戸籍謄本は必要ありません。

なお，ご提出いただいた戸籍謄本だけでは申請者と被相続人との関係が分からない場合，その関係が分かる戸籍（除籍）謄本を別途ご提出いただく必要があります。

(3) 申請者の住民票（本籍地が表示されているもの）

照会者の住所地を確認するための書類です。発行から3か月以内のものをご提出ください。

(4) 相続関係図

被相続人と相続人との関係図をご提出ください（手書きのもので足りません）。

(5) 委任状（代理人に委任する場合のみ）

代理人になれるのは弁護士だけです。

(6) 返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合）

※ (1)～(3)の各書類については、原本の還付が可能です。希望される場合は、原本を提出する際、その写し（コピー）と原本還付申請書を併せてご提出ください。

4 申請者本人が直接窓口で申請する場合、本人であることを確認できるもの（運転免許証、保険証、パスポート等の身分証明書）と印鑑をご持参ください。

5 照会対象期間は、次のとおりです。

(1) 被相続人の死亡日が**平成18年以降**の場合、被相続人の死亡した日から申請日までです。

(2) 被相続人の死亡日が**平成17年以前**の場合、第1順位者については被相続人の死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄が受理された日から、それぞれ3か月間です。それ以外の期間の照会には応じられません。

なお、被相続人の死亡日が照会日から30年以上前の場合、照会に応じられないことがあります。

※ 受理証明書（相続放棄等の申述を受理している旨の証明書）の交付申請は、事件番号を特定して別途申請していただく必要があります。また、以上のほかに資料が必要となる場合があります。

問合せ先

宇都宮家庭裁判所 訟廷事務室

〒320-8505 宇都宮市小幡1-1-38

TEL: 028-621-4854